

「苦情申出窓口」について

社会福祉法第82条の規定により、当保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制をとっておりますが、令和6年度の苦情受付件数につきましては4件となっており、対処・解決できましたことをご報告いたします。内訳につきましては下記の通りです。

1. 職員(園)の対応……………4件

- ・行事等について、保護者の皆さまへの周知徹底に努めます
- ・保護者の皆さまとの信頼関係の構築に努めます
- ・保育室内の環境整備に努めます
- ・園内研修を通して職員のスキルアップを図ります。

苦情につきましては、プライバシーを考慮し、詳しい公表を控えさせていただきます。

苦情委員会では、これからもできるだけ適切な対処・解決ができるよう努めていきたいと思っております。尚、一層のご理解とご支援・ご協力をよろしくお願い致します。